

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 2年 3月 24日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル23階
業務の名称	画像処理による車両軌跡データ生成及びデータ利活用推進業務(2019年度)
業務場所	阪神高速道路株式会社が指定する場所
業務種別	(その他)
業務概要	④車両軌跡データの生成及び検証の準備 ②画像処理による全走行車両の3次元車両軌跡データの生成 ③渋滞発生メカニズムの分析と渋滞対策素案の提案 ④車両軌跡データの外部利活用データの構築 ⑤外部利活用環境の整備
業務期間(自)	平成 31年 4月 2日
業務期間(至)	令和 2年 10月 30日
契約金額	43,879,000 円
変更金額	3,608,000 円 増
変更後の契約金額	47,487,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

画像処理による車両軌跡データ生成及びデータ利活用推進業務（2019年度）
第1回変更

4-1 車両軌跡データの生成及び検証の準備【一部変更】

4-2 画像処理による全走行車両の3次元車両軌跡データの生成【一部変更】

4-3 渋滞発生メカニズムの分析と渋滞対策素案の提案【一部変更】 【増減なし】

2021年度に環状線北行の通行止め工事が実施されることが決定し、それに接続する井西線の車線改良検討に資する車両軌跡データを早期に作成する必要があるため、生成対象区間を変更するもの。

4-4 車両軌跡データの外部利活用データの整備【一部変更】 【増減なし】

データ生成箇所を変更したため、外部利活用データの整備対象を、既に車両軌跡データを生成済みの東大阪線森之宮付近に変更するもの。

4-6 利活用に係る補助等【一部変更】

補助期間の変更及び、申請件数の増加による作業増加するもの。

4-7 走行映像の取得に係る支援作業【新規追加】

走行映像の取得に必要な取得支援作業を追加するもの。

■業務期間の変更

データ作成の変更箇所が3車線区間となったため、車両軌跡データの生成及び検証の準備に時間を要することから、業務期間を延長するもの。

当初 自) 2019年4月2日 至) 2020年3月24日

第1回変更 自) 2019年4月2日 至) 2020年10月30日